

## ○茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会規則

平成 16 年 3 月 26 日

規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成 10 年茅ヶ崎市条例第 44 号)に基づき設置された茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会(以下「委員会」という。)の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 20 規則 11・平 21 規則 23・一部改正)

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、茅ヶ崎市高齢者福祉計画及び茅ヶ崎市介護保険事業計画の策定及び変更並びにこれらの計画に基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

(平 20 規則 11・平 21 規則 23・一部改正)

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 茅ヶ崎市の介護保険の被保険者
- (2) 市の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 高齢福祉に関する活動を行う団体の代表者
- (4) 市の区域内の介護サービス事業者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平 18 規則 13・平 21 規則 23・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部高齢福祉介護課において処理する。

(平19規則5・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において現に茅ヶ崎市高齢者保健福祉計画推進委員会の委員であった者は、第3条第1項に規定する委員の区分にかかわらず、この規則による委員とする。この場合において、当該委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成18年2月26日までとする。

附 則(平成18年規則第13号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第11号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第23号)

1 この規則は、平成21年9月1日から施行する。

2 茅ヶ崎市介護保険運営協議会規則(平成12年茅ヶ崎市規則第18号)は、廃止する。